

## 裁 決 書

愛知県岡崎市八帖町字往還 6 9

審査請求人 八丁味噌協同組合  
代表者 早川 久右衛門

処 分 庁 農林水産大臣

審査請求人八丁味噌協同組合（以下「審査請求人」という。）が平成 30 年 3 月 14 日付けで提起した、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号。以下「地理的表示法」という。）第 12 条第 1 項に基づき処分庁である農林水産大臣が行った特定農林水産物等の登録に関する処分（平成 29 年 12 月 15 日付け 27 食産第 1409 号-10、登録番号：第 49 号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事 案 の 概 要

#### 第 1 本件処分に至るまでの経緯

- 1 平成 27 年 6 月 1 日、審査請求人は、処分庁である農林水産大臣（以下「処分庁」という。）に対し、生産地の範囲を「愛知県岡崎市八帖町」とする豆味噌につき、名称を「八丁味噌、H

ATCHO MISO」として、地理的表示法第7条第1項に基づく登録の申請（以下「本件先行申請」という。）をした。

- 2 平成27年6月24日、愛知県味噌溜醤油工業協同組合（以下「参加人」という。）は、処分庁に対し、生産地の範囲を「愛知県」とする豆味噌につき、名称を「八丁味噌」として、地理的表示法第7条第1項に基づく登録の申請（以下「本件申請」という。）を行った。

なお、本件申請及び本件先行申請のいずれも、申請に係る名称の「八丁味噌」の「噌」の字については、正確な表記は「噌」であるが、便宜上、本裁決書においては全て「噌」の字に統一して表記する。

- 3 平成29年6月14日、審査請求人は、本件先行申請の取り下げを行った。
- 4 処分庁は、本件申請について、地理的表示法第13条第1項の登録拒否事由の存否について審査を行い、登録を拒否すべき事由はないものと判断し、平成29年12月15日、参加人に対し、地理的表示法第12条第1項に基づく本件処分を行った（以下、本件処分の登録に係る特定農林水産物等である味噌を「本件登録八丁味噌」という。）。

## 第2 本件審査請求及びその後の経緯

- 1 審査請求人は平成30年3月14日付けで、処分庁が行った本件処分について不服があるとして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査庁である農林水産大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分の取消を求める本件審査請求を提起した。

- 2 審査庁は、令和元年5月27日、行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

審査会は、令和元年9月27日付け行審第228号（令和元年度答申第35号）により、審査庁に対して答申した（以下「本件答申」という。）。

本件答申においては、「本件審査請求については、参加人愛知県味噌溜醤油工業協同組合による地理的表示法13条1項3号イに該当する登録拒否事由がないかについて、更に調査検討を尽くす必要があるから、本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、現時点においては妥当とはいえない。」と結論づけられた。

- 3 審査庁は、本件答申の結論を踏まえ、本件申請に係る審査における「確立した特性」としての社会的評価の認定等について、専門的な見地から調査検討を行うため、「八丁味噌」の地理的表示登録に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置した。第三

者委員会は、令和3年3月12日、審査庁に対し、当該調査検討の結果をまとめた報告書（以下「本件報告書」という。）を提出した。本件報告書においては、「（本件申請に係る）「八丁味噌」の確立した特性としての社会的評価の認定についての処分庁の判断は適当である」と結論づけられた。

## 審理関係人の主張の要旨

### 第1 審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、以下のとおりである。

#### 1 3号イ事由があること

地理的表示法第13条第1項第3号イは、「登録の申請に係る農林水産物等」が「特定農林水産物等でないとき」を登録拒否事由（以下「3号イ事由」という。）としている。

「特定農林水産物等」の該当性要件について、「生産地・生産の方法が特性と結びついていることを矛盾なく合理的に説明できること」とされるところ、「八丁味噌」については、生産地の範囲について岡崎市（八帖町）か愛知県全域かの争いがあり、本件登録八丁味噌は、その生産地の範囲が特定できないことから、生産地と特性が結びついているとはいえない。

また、参加人組合員たる愛知6社の生産業者（合資会社野田味噌商店、イチビキ株式会社、盛田株式会社、中利株式会社、佐藤醸造株式会社及びナカモ株式会社の6社を指し、以下これらを合わせて「愛知6社」という。）の生産に係る「八丁味噌」の名称を使用した豆味噌（以下「愛知6社の八丁味噌」という。なお、本件処分がされた当時、本件申請に係る農林水産物等に該当する豆味噌において、参加人組合員の生産するものは愛知6社の八丁味噌のみであった。）には発酵を抑制するために酒精を使用しているものがあるところ、酒精を使用していないものとは品質が大きく異なるから、その使用の有無を区別することなく、その特性や生産方法や出荷量が検討され、本件登録に至ったのであれば、本件登録八丁味噌の生産方法が特性と結び付いているとはいえない。

したがって、本件登録八丁味噌は、特定農林水産物等でないから、本件申請には3号イ事由がある。

#### 2 4号イ事由があること

地理的表示法第13条第1項第4号イは、登録の申請に係る農林水産物等の名称が「普通名

称であるとき、その他当該申請農林水産物等について第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができない名称であるとき」を登録拒否事由（以下「4号イ事由」という。）としている。

次の事情からすれば、「八丁味噌」の名称からは、少なくとも、同法第2条第2項第2号に規定された「品質、社会的評価その他の確立した特性が前号の生産地に主として帰せられるものであること」を特定することはできない。

- (1) 本件登録八丁味噌は、愛知県、三重県、岐阜県において生産されている一般的な豆味噌の特性を有するのみであるのに対し、審査請求人組合員たる合資会社八丁味噌及び株式会社まるや八丁味噌（以下、これらを合わせて「岡崎2社」という。）が生産する「八丁味噌」の名称が使用された豆味噌（以下「岡崎2社の八丁味噌」という。）は、愛知県岡崎市八帖町において江戸時代から継承された伝統的な製法により生産するもので、両者は生産地及び製品の特性が全く異なっている。「八丁味噌」の名称は、岡崎2社の八丁味噌を指す（少なくとも、当該豆味噌に極めて密接に結びついた名称である）と認識されているものである。
- (2) 岡崎2社が江戸時代から豆味噌を生産・販売し、遅くとも明治時代には「八丁味噌」の商標を用いていたこと、その豆味噌がこれまで数々の賞を受賞するとともに、全国新聞や雑誌等で広く取り上げられ、「八丁味噌」は岡崎2社が生産する豆味噌の表示として需要者に広く認識されていることから、本件申請に係る「八丁味噌」の名称は、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第2号に掲げる行為を組成する名称であるといえる。
- (3) 本件処分は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号。以下「地域産業資源活用事業促進法」という。）に基づく地域産業資源の指定や、「本場の本物」地域食品ブランド表示基準制度による認定と矛盾し、また取引業者及び消費者に多大な混乱をもたらすものであって、極めて不合理である。

## 第2 処分庁の主張

処分庁の主張の要旨は、以下のとおりである。

### 1 3号イ事由には該当しないこと

「八丁味噌」の生産地について、「八丁味噌」の発祥の地が愛知県の岡崎市であることには争いが無いが、過去の裁判例、本件処分に関して提出された各種資料、学識経験者の意見を

踏まえれば、愛知県の各所で「八丁味噌」が生産されている事実が確認され、本件登録八丁味噌の生産地は、愛知県であると特定することができる。

また、愛知6社の八丁味噌にアルコールが加えられていることについて、本件登録八丁味噌に特性を付与する主要な工程である熟成中にアルコールを添加するのではなく、熟成後に包装容器の膨張等を防止する目的でアルコールを添加しているに過ぎないことから、アルコールの添加が本件申請に係る豆味噌の特性に差異をもたらすものと評価することは困難である。

## 2 4号イ事由には該当しないこと

「八丁味噌」の名称は、以下の事実から、本件登録八丁味噌の特性と生産地である愛知県とが結びついていることを特定でき、地理的表示法第13条第1項第4号イの登録拒否事由には該当しない。

- (1) 「八丁味噌」の名称は、愛知6社によっても用いられており、「八丁味噌」の生産地が愛知県であることは需要者の間において認識されている。また、愛知6社が生産する「八丁味噌」の生産方法と岡崎2社が生産する「八丁味噌」の生産方法の原理は同じである。
- (2) 「八丁味噌」の名称は、岡崎2社だけでなく愛知6社も使用していること、また、東京高等裁判所平成2年4月12日判決（平成元年（行ケ）112）においても取引上の識別機能は認められないとされていること等から、自他識別機能又は出所表示機能を有するとはいえず、不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に掲げる行為を組成する名称には該当しない。
- (3) 地域産業資源活用事業促進法に基づく地域産業資源としての指定及び「本場の本物」の認定について、これらの指定及び認定は、岡崎市以外で「八丁味噌」が生産されていることを否定するものではなく、本件処分とは矛盾しない。

## 第3 参加人の主張

参加人の意見の要旨は、以下のとおりである。

- 1 本件登録八丁味噌と岡崎2社の八丁味噌について、味覚センサーによる検査、官能検査や成分分析による比較を行ったところ、その結果からも両者の「八丁味噌」の特性に大きな違いはない。
- 2 愛知6社も「八丁味噌」という名称を用いた豆味噌を古くから生産していたこと及び「八丁味噌」の文字を構成中に含む商標の登録を受けるなどして「八丁味噌」の名称を使用して

きたことから、「八丁味噌」の名称は、岡崎 2 社が生産する「八丁味噌」だけでなく、愛知 6 社が生産する「八丁味噌」をも指すものとして需要者に認識されている。

## 理 由

### 第 1 本件に係る法令等の規定について

#### 1 地理的表示法の規定

##### (1) 特定農林水産物等の登録

地理的表示法第 6 条は、生産行程管理業務を行う生産者団体は、明細書を作成した農林水産物等が特定農林水産物等（①特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること（同法第 2 条第 2 項第 1 号）及び②品質、社会的評価その他の確立した特性（以下単に「特性」という。）が上記①の生産地に主として帰せられるものであること（同項第 2 号）のいずれにも該当する農林水産物等）であるときは、当該農林水産物等について農林水産大臣の登録を受けることができる旨を定める。

##### (2) 登録の実施

地理的表示法第 12 条第 1 項は、農林水産大臣は、登録の申請があった場合において同法第 8 条から第 11 条までの規定による手続を終えたときは、同法第 13 条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録をしなければならない旨を定める。

##### (3) 登録の拒否

地理的表示法第 13 条第 1 項は、農林水産大臣は、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる場合には、登録を拒否しなければならない旨を定め、同項第 3 号イは、登録の申請に係る農林水産物等（以下「申請農林水産物等」という。）について、特定農林水産物等でないときを、同項第 4 号イは、申請農林水産物等の名称について、普通名称であるとき、その他当該申請農林水産物等について第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を特定することができない名称であるときを定める。

地理的表示法第 13 条第 1 項第 4 号イの定めについて、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成 27 年農林水産省令第 58 号。以下「地理的表示法施行規則」という。）第 16 条第 2 号は、地理的表示法第 13 条第 1 項第 4 号イの申請農林水産物等について同法第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を特定することができない名称には、不正競争防止

法第2条第1項第1号又は第2号に掲げる行為を組成する名称を含むものとする旨を定める。なお、不正競争防止法第2条第1項第1号は、「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、…他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」を、同項第2号は、「自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用…する行為」を定める。

## 2 審査要領、審査基準の定め

特定農林水産物等審査要領（平成27年5月29日付け27食産第679号食料産業局長通知。以下「審査要領」という。）は、地理的表示法第7条第1項に基づく登録の申請等の審査の公正かつ円滑な遂行を図ることを目的として、審査を行うに当たって準拠すべき方法等を定めている。審査要領は、申請農林水産物等が地理的表示法第13条第1項第3号に該当するか否かの審査は、審査要領別添4の農林水産物等審査基準（以下「農林水産物等審査基準」という。）に従って行う旨を、申請農林水産物等の名称が地理的表示法第13条第1項第4号に該当するか否かの審査は、審査要領別添3の名称審査基準（以下「名称審査基準」という。）に従って行う旨を定める。

### (1) 農林水産物等審査基準の定め

農林水産物等審査基準は、申請農林水産物等が、①農林水産物等でないとき、又は②地理的表示法第2条第2項各号に掲げる事項（「特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること」（同項第1号）及び「品質、社会的評価その他の確立した特性…が…（当該生産地に主として帰せられるものであること」（同項第2号））を満たさないときに該当する場合には、同法第13条第1項第3号イに該当するものとする旨を定める。

上記②のうち、地理的表示法第2条第2項第2号に掲げる事項については、

ア 確立した特性があるとは、申請農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴を有しており、かつ、当該特徴を有した状態で、概ね25年生産がされた実績があることをいうものとし、申請農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴を有した状態となっているか否かを判断するに当たっては、申請農林水産物等の生産地・生産の方法・特性その他申請農林水産物等を特定するために必要な事項について、当該申請農林水産物等の生産業者の合意形成が十分に図られているかどうかを勘酌するものとする、

イ 特性が生産地に主として帰せられるものであるとは、生産地・生産の方法が特性と結び付いていることを矛盾なく合理的に説明できることをいい、生産地と社会的評価との結び付きについては、申請農林水産物等が当該生産地で生産されてきた結果、高い評価を受けている場合に認められるものとし、生産地の範囲に争いがある等により生産地の範囲が特定できない場合には、結び付きは認められないものとする、とされている。

## (2) 名称審査基準の定め

名称審査基準は、申請農林水産物等の名称が、①普通名称又は②申請農林水産物等について地理的表示法第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができない名称に該当する場合には、地理的表示法第13条第1項第4号イに該当するものとする旨を定める。

上記①については、普通名称とは、その名称が我が国において、特定の場所、地域又は国を生産地とする農林水産物等を指称する名称ではなく、一定の性質を有する農林水産物等一般を指す名称（例：さつまいも、高野豆腐、カマンベールチーズ、伊勢えび等）をいい、農林水産物等の生産地の範囲に争いがある名称であっても、当該生産地に地理的限定があることが明らかな場合は、普通名称に含まれないものとする、とされている。

上記②については、地理的表示法施行規則第16条第2号に掲げる場合（申請農林水産物等の名称が、不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に掲げる行為を組成する名称である場合）等のほか、需要者が、申請農林水産物等の名称から、当該申請農林水産物等について地理的表示法第2条第2項各号に掲げる事項を認識できない場合は、申請農林水産物等について同法第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができない名称に該当するものとする、とされている。

## 第2 本件処分の違法性及び不当性の有無について

### 1 本件の争点等について

(1) 本件の争点は、本件申請につき3号イ事由及び4号イ事由があるか否かである。本件答申は、「3号イ事由と4号イ事由とが別個の登録拒否事由として掲げられていることからすれば、各事由の有無は、それぞれ区別して検討されるべきものと考えられ」、「裁決においては、3号イ事由及び4号イ事由の有無の審査、検討はいかなる解釈、判断枠組みによって行われるべきものか、処分庁でもある審査庁としての考え方が示されるべきもの」とする。



審査庁としても、3号イ事由と4号イ事由とが別個の登録拒否事由であることを否定するものではなく、審査要領にもあるとおり、申請農林水産物等が3号イ事由に該当するか否かの審査・検討は農林水産物等審査基準に従って行い、申請農林水産物等の名称が4号イ事由に該当するか否かの審査・検討は名称審査基準に従って行うべきものと解する。

なお、本件答申は「特定農林水産物等の登録の申請に対する審査においては、いかなる名称であるかについてはひとまず措いた上でも、3号イ事由の有無が検討されるべきもの」とするが、特に社会的評価の審査においては申請農林水産物等に付された名称に対する需要者の認識等も検討資料となることから、3号イ事由の有無については、申請に係る名称に関する事由と一体的に判断する必要がある。

- (2) 本件の裁決にあたっては、上記争点等を踏まえ、本件処分が、特に本件申請につき①3号イ事由があるか否かについて地理的表示法及び審査要領（特に農林水産物等審査基準）に従って適切に行われたか、②4号イ事由があるか否かについて地理的表示法及び審査要領（特に名称審査基準）に従って適切に行われたか、③その他地理的表示法第13条第1項各号に規定する登録拒否事由があるか否かについて地理的表示法及び審査要領に従って適切に行われたかという観点から、本件処分の違法性及び不当性の有無について検討する。

## 2 本件申請につき3号イ事由があるか否かについて

- (1) 本件申請につき3号イ事由があるか否かについては、地理的表示法第2条第2項各号に掲げる事項を充足するか否かという点、特に同項2号の「品質、社会的評価その他の確立した特性が生産地に主として帰せられるものであること」を満たすかという点において争いがある。以下、この点について農林水産物等審査基準に従い検討する。

- (2) 「確立した特性」について（農林水産物等審査基準第2. 2（2）ア）

### ア 愛知6社の八丁味噌と岡崎2社の八丁味噌の製法及び品質に関する異同について

審査請求人は、本件登録八丁味噌は、愛知県、三重県及び岐阜県で生産される一般的な豆味噌の特性を有するだけであり、岡崎2社の八丁味噌は、愛知県岡崎市八帖町において江戸時代から継承された伝統的な製法により生産するもので、両者は生産地及び産品の特性が全く異なると主張する。より具体的には、生産地の人的要因の要素の1つとして製法における違いを挙げ、味噌玉の大きさ、仕込み容器、重し、仕込み水分、熟成期間、酒精の使用、という点において両者は異なると主張する。

審理関係資料によれば、八丁組合が古来からの製法を相対的に維持していることは認められる。しかしながら、大豆と塩のみを原料とし、蒸した大豆で作った大きめの味噌

玉の表面に麹菌を繁殖させて豆麹を作ること及び仕込みを行った上で重りをのせて長期熟成させるといった豆味噌製造の基本的な部分が共通していることに加え、愛知6社の中にも、岡崎2社と同じような大きな味噌玉、低い仕込み水分量、長期間熟成等の製法を用いて生産された「八丁味噌」が認められる。

そして、参加人が行った成分分析等において、愛知6社の八丁味噌と岡崎2社の八丁味噌との間に、「八丁味噌」の品質（味や色）に有意な差を認めることはできなかったことも勘案すれば、品質によって両者の「八丁味噌」の特性が全く異なると区別できるものとは認められない。審査請求人の提出した文献には「八丁味噌」に関する味噌玉の大きさや熟成期間に関する記述があるものも見られたが、前述のとおり愛知6社にも同様の大きさの味噌玉や長期の熟成期間といった製法による「八丁味噌」があり、当該文献の内容をもって、岡崎2社の八丁味噌のみが愛知6社の八丁味噌とは全く異なった品質を有することを示しているとはまではいえない。

愛知6社の八丁味噌には、酒精が加えられているものがあるという点についても、全国味噌工業協同組合連合会の作成した文書によれば「容器の膨張につながる包装後のガス発生や味噌の香味を損なう産膜酵母の発生を防止するため、豆味噌においては米味噌と同様に熟成終了後に酒精を添加する。…また、酒精は豆味噌の香味等の品質には影響しない」と記載されていること等から、酒精は原材料として用いられているのではなく、劣化を防止するための食品添加物として加えられているに過ぎず、酒精が加えられたことにより特性が全く異なるものになるとは認められない。

したがって、岡崎2社の八丁味噌と愛知6社の八丁味噌の品質が大きく異なることは自明であるとの審査請求人の主張には理由がない。

#### イ 本件登録八丁味噌の社会的評価について

(ア) 審査請求人は、社会的評価・評判においても本件登録八丁味噌と岡崎2社の八丁味噌は大きく異なると主張するのでこの点検討する。

地理的表示保護制度は、産品の名称を特性・生産の方法等の基準とともに登録し、地域共有の知的財産として保護する制度であり、産品の品質だけでなく、社会的な評価も考慮してその特性を認めることができる。産品の名称を地域共有の知的財産として保護する地理的表示保護制度の趣旨に鑑みれば、社会的評価の有無については、地域と結び付いた同一の名称を使用する産品全体について、他の同種の産品とは異なる共通の社会的評価を有しているかどうかの観点から審査すべきであり、同一名称を用い

る產品の中における特定の產品に対する社会的評価の差は、当該名称の產品に係る社会的評価の審査においては直接関係しないものというべきである。

(イ) 原処分関係資料、審理提出資料及び答申における指摘も踏まえ第三者委員会を通じた当審査庁による社会的評価に関する追加調査検討の結果得られた資料によれば、以下の事実が認められる。

- ① 岡崎 2 社の八丁味噌の製法には、重しとして円錐形に石積みをするなど愛知 6 社の八丁味噌の製法とは一部相違点がみられ、八丁味噌の伝統的製法である円錐状の石積みと木桶の景観は、「八丁味噌」の社会的評価を構成する一要素となるものと考えられるが、一方、本件先行申請の時に参考人より提出された意見書及び添付資料によれば、岡崎 2 社のほか、本件登録八丁味噌を製造する業者についても、石積、木桶の伝統的製法で製造していることが雑誌等で紹介されてきた事実が認められること。
- ② 昭和 3 年に参加人組合員である中利株式会社が製造販売した「昭和八丁味噌」をはじめ、昭和初期以降「八丁味噌」という名称の味噌を生産する業者が増加し、本件処分時点において、岡崎市外の愛知県各地に分布して所在する愛知 6 社が「八丁味噌」という名称の味噌を生産していること。平成 28 年の愛知 6 社の「八丁味噌」の出荷量は、岡崎 2 社の「八丁味噌」の出荷量の約 83%にのぼり、その生産量は相当な規模になっていること。
- ③ 愛知 6 社は、「八丁味噌」の文字を構成中に含む商標の登録を受け、自社の商品を示す名称として「八丁味噌」を使用し続けてきた事実があること。また実際に、取引業者の間でも、岡崎 2 社以外にも「八丁味噌」という味噌を生産する業者が存在することが認識されていること。
- ④ 参加人組合員であるイチビキ株式会社が、大正時代に特許を取得したみそ玉製造機があり、この特許を独占せず、広く豆味噌製造業者に開示し、豆味噌作りの基本技術として広く使われ、また、みそ玉製造機を八丁組合 2 社が所有していたこと。
- ⑤ 全国味噌業公正取引協議会は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に基づき「みその表示に関する公正競争規約」を定め、当該規約に違反する行為があると認めるときは、違反に対する措置を取ることができること、商品名に特定の地域名を表示する場合等を定めた当該規約の施行規則においては、「当該地域で古くから広く認知された特徴を備え、その地域で生産、加工及び包装されたも

の」との条件を定めていること。また、第三者委員会に提出された全国味噌業公正取引協議会の陳述書によると、八丁味噌の地理的表示登録以前（平成18年頃）において、愛知県外の事業者が自社の豆味噌の表示として「八丁味噌」を使用した場合には、当該名称を使用しないよう指導していたこと。

⑥ 参加人組合員1社の生産する「八丁味噌」の使用例として、味噌カツ、みそだれ、味噌煮込み等いわゆる「名古屋めし」の調味料として用いられていること。また、参加人組合員の販売する複数品目のいわゆる「名古屋めし」関連商品名に「八丁みそ」又は「八丁味噌」が使用されていること。

⑦ 両者の八丁味噌の販売価格（令和2年6月調査）について、参加人組合員の製造に係る豆味噌及び審査請求人組合員の製造に係る豆味噌ともに、「八丁味噌」の名称を付したものとそうでないものとの間で1.5倍～2倍程度の差がみられること。また、両者の一部の「八丁味噌」は同価格帯で販売されており、愛知6社の八丁味噌と岡崎2社の八丁味噌の販売価格において、明確な差が必ずしもあるとは認められないこと。

(ウ) 上記①から⑤までの事実に鑑みれば、愛知6社の八丁味噌にも、歴史的な生産実績、その名称使用に基づいた古くからの需要者の認知があったことが認められる。また、上記②及び⑥の事実によれば、本件登録八丁味噌が業務用含め相当量流通し、「八丁味噌」として外食産業や加工品等に使用されていることにより、「名古屋めし」の代表的な調味料として愛知県内に定着し、愛知県の特産品として認知されているものと認められる。さらに、上記⑦の事実のとおり、社会的評価の外形的表れとも解される販売価格について、愛知6社の生産する「八丁味噌」の名称を付したものとそうでない豆味噌との間で1.5倍～2倍程度の差がみられる。当該価格は令和2年6月時点で調査されたものではあるが、処分時から約2年6ヵ月後の価格であり、処分時の価格から大きく外れたものではないと解される。

このように「八丁味噌」の社会的評価は、「八丁味噌」の品質や生産拡大に寄与した技術的な面や商標権取得等も含めた「八丁味噌」の認知度向上の面等において、参加人組合員の貢献があり、本件登録八丁味噌は、これらの社会的評価を踏まえて登録されたものと認められる。

(エ) また、社会的評価の認定に関連し、審査請求人は、岡崎市内において21,905人、同市を除く愛知県内では25,342人、合計53,081人が本件処分の見直しを要望する署名

をしている事実により、「八丁味噌」の名称が、岡崎2社が岡崎市において作る「八丁味噌」の表示として、少なくとも愛知県内、更にいえば岡崎市内において、消費者の間で広く認識されていることはあまりに明白であるといえる」と主張し、本件答申においても当該署名の結果からは「八丁味噌」との名称が付された豆味噌は、岡崎2社が岡崎市内において生産する豆味噌が、(愛知県ではなく)岡崎市の特産品として相当程度認知されていることがうかがわれる」とする。

しかしながら、当該署名に用いられた用紙には「この登録により、現状古来からの伝統的な製法を守り続けている八丁味噌製造業者の方が「八丁味噌」の名称使用に制約を受けることとなり、今後海外で「八丁味噌」としてその商品を販売できなくなるおそれも生じています」との記載がある。地理的表示法上、審査請求人が登録生産者団体として追加されれば、現状の製法を変更することなく「八丁味噌」の名称を制約なく用いることができ、あるいは現状でも岡崎2社の八丁味噌は先使用の例外(地理的表示法第3条第2項第4号)により先使用期間の7年経過後も本件登録八丁味噌との混同を防ぐのに適当な表示することを条件として「八丁味噌」の名称使用が認められるところ、当該署名は、そのような制度を十分理解しないまま、審査請求人が「八丁味噌」の名称使用の制約を受けることへの反対を示す趣旨で署名されたものが相当数含まれているとも考えられる。よって、当該署名結果は岡崎2社の八丁味噌が伝統的製法により岡崎市八帖町で生産された「八丁味噌」として認知されていることを示すものではあっても、これをもって必ずしも愛知6社の八丁味噌を含む「八丁味噌」の認知がどうであるかを示すものではなく、前項(ウ)に認定した本件登録八丁味噌の社会的評価を否定するものとはいえない。

(オ) したがって、上記の生産に係る歴史的事実、名古屋めしを代表する調味料としての認知、そして価格に裏付けられた、愛知県の共有財産としての「八丁味噌」の社会的評価は、岡崎2社及び愛知6社を含めた愛知県内で生産された八丁味噌により形成されているとすることが適当である。

ウ 当該申請農林水産物等の生産業者の合意形成(同基準(2)ア(イ))について

なお、本件答申は、農林水産物等基準に「申請農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴を有した状態となっているか否かを判断するに当たっては、申請農林水産物等の生産地・生産の方法・特性その他申請農林水産物等を特定するために必要な事項について、当該申請農林水産物等の生産業者の合意形成が十分に図られてい

るかどうかを斟酌するものとする」と記載されていることに関し、処分庁の審査において、本件登録八丁味噌の特性等の特定において問題とならなかったことから合意形成を考慮する必要を認めなかった点について「登録を巡る紛争の回避といった観点も加味すれば、審査請求人と参加人との間の合意形成を考慮する必要を認めなかった判断の妥当性について疑問がないではない。」とする。

当該疑問については、農林水産物等審査基準が「当該申請農林水産物等の生産業者の合意形成」について斟酌するとしたのは、申請書類に記載された農林水産物等の特定に必要な事項が生産業者間の共通認識となっていないと、申請者である生産者団体により現に生産されている農林水産物等と申請書上に記載された農林水産物等とが一致していることの客観的な把握が困難となるためである。したがって、審査請求人と参加人との間の合意形成は当該基準で問われている問題ではなく、申請者である生産者団体の構成員間の合意形成は図られており、当該申請農林水産物等の特性等の特定において問題とならなかったとの処分庁の判断は是認できるものである。

当該基準に照らして問題となるものではないが、審査請求人と参加人との間の合意形成については、参加人が申請し登録された「八丁味噌」の登録簿の基準は、審査請求人が生産する「八丁味噌」もその基準を満たすものと参加人が認めていること、また、審査請求人が登録生産者団体の追加登録申請を呼びかけていることから、最大限の配慮を行ったものと見ることができる。また処分庁も、八丁味噌は愛知県共有の財産として保護されるのであり、参加人の組合に加入せずとも審査請求人の組合が生産者団体の追加申請を行い登録することにより「八丁味噌」を地理的表示として使用することが可能であることや、岡崎2社も含め関係者が一丸となって対応すべき旨の呼びかけを行っていた。

#### エ 小括

以上のとおり、本件登録八丁味噌に「確立した特性」があるとした処分庁の判断には合理性があり、審査請求人の主張には理由がない。

### (3) 「特性が生産地に主として帰せられるものであること」について（農林水産物等審査基準第2.2(2)イ)

#### ア 生産地の範囲について

農林水産物等審査基準において、「特性が生産地に主として帰せられるものであるとは、生産地・生産の方法が特性と結び付いていることを矛盾なく合理的に説明できることを

いう。」とされており、「生産地の範囲に争いがある等により申請農林水産物等の生産地の範囲が特定できない場合には、結び付きは認められないものとする。」と規定する。

審査請求人は、生産地の範囲について岡崎市（八帖町）か愛知県全域かの争いがあり、また、東海地方の他県（三重県や岐阜県）においても、豆味噌の広告の表現において使用されていることにも触れつつ、本件登録八丁味噌は、その生産地の範囲が特定できないと主張する。

しかしながら、審査請求人と参加人との間では生産地の範囲（愛知県岡崎市八帖町に限られるか、愛知県内か）について争いがあるものの、本件申請に係る審査において、処分庁は岡崎市以外の愛知県内の生産業者においても「八丁味噌」の名称を使用している実態を認めており、当該名称を冠する商品の生産地を岡崎市に限定する合理的理由は無いと考えられる一方で、本件登録八丁味噌の生産地は愛知県内に限定されていることから、申請農林水産物等の範囲が特定できないとまではいえないと判断しており、理由第2.2(2)イ(イ)の各事実によっても、本件申請に係る「八丁味噌」の生産地が愛知県内に限定されていると認定できる。

特に全国味噌業公正取引協議会が、「みその表示に関する公正競争規約」に基づき、当該規約に違反する行為があると認めるときは、違反に対する措置を取ることができるところ、八丁味噌の地理的表示登録以前（平成18年頃）において、愛知県外の事業者が自社の豆味噌の表示として「八丁味噌」を使用した場合には、当該名称を使用しないよう指導していたことに照らせば、本件申請に係る「八丁味噌」の生産地が愛知県内に限定されていたことを担保する事実であり、本件登録八丁味噌については、生産地の範囲は特定できていたといえる。

#### イ 生産地・生産の方法と特性との結び付きについて

審査請求人は、酒精を使用しているものといえないものとは品質が大きく異なるから、その使用の有無を区別しなかったことは、本件登録八丁味噌の生産方法が特性と結び付いているとはいえないと主張する。

しかしながら、理由第2.2(2)アに述べたとおり、全国味噌工業協同組合連合会の作成した文書によれば「容器の膨張につながる包装後のガス発生や味噌の香味を損なう産膜酵母の発生を防止するため、豆味噌においては米味噌と同様に熟成終了後に酒精を添加する。…また、酒精は豆味噌の香味等の品質には影響しない」と記載されていること等から、酒精は原材料として用いられているのではなく、劣化を防止するための食品

添加物として加えられているに過ぎず、酒精が加えられたことにより品質が大きく異なるものとは認められない。したがって、本件登録八丁味噌に関し食品添加物として酒精の添加を区別しないことをもって、本件登録八丁味噌の生産方法が特性と結び付いていることが矛盾なく合理的に説明できていないとはいえない。

また、理由第2. 2 (2)において認定したとおり、「確立した特性」は、愛知県内を生産地とする「八丁味噌」との名称を使用した豆味噌に該当するものであり、生産地・生産の方法と特性との結び付きが認められる。

#### ウ 小括

以上のとおり、本件登録八丁味噌には「特性が生産地に主として帰せられるものであること」が認められ、審査請求人の主張には理由がない。

#### (4) 小括

上記のとおり、地理的表示法及び農林水産物等審査基準に照らし検討したが、本件申請に係る豆味噌には3号イ事由は存しないとした処分庁の判断に違法・不当な点はない。

### 3 本件申請につき4号イ事由があるか否かについて

(1) 本件申請につき4号イ事由があるか否かについては、特に「申請農林水産物等について法第2条第2項各号に掲げる事項を特定すること」ができる名称か否かという点において争いがある。以下、この点について名称審査基準に従い検討する。

(2) 需要者が、「八丁味噌」の名称から、本件申請に係る豆味噌について法第2条第2項各号に掲げる事項を認識できない場合（名称審査基準第2. 1 (2) オ）に該当するか否かについて

ア 本件登録八丁味噌が、愛知県を「生産地」とし、「品質、社会的評価その他の確立した特性が生産地に主として帰せられるものであること」が認められるかどうかについては、理由第2. 2に述べたとおりである。

イ そして、「八丁味噌」の名称から需要者は上記事項を認識できるものかどうかについて、以下検討する。

(ア) まず、「八丁味噌」という名称の味噌は、愛知県岡崎市が発祥であることは審理関係人の間で争いがない。しかしながら、理由第2. 2 (2) イ (イ) ②のとおり、遅くとも昭和初期以降、「八丁味噌」を生産する業者は愛知県各地に広がり、登録時には愛知6社も「八丁味噌」を生産し、その生産量は相当な規模になっている。また、同③のとおり、愛知6社は、「八丁味噌」の文字を構成中に含む商標の登録を受け、また自社の



商品を示す名称として「八丁味噌」を使用し続けてきた事実が認められる。実際に、取引業者の間でも、岡崎 2 社以外にも「八丁味噌」を生産する業者が存在することが認識されており、同①のとおり、本件申請に提出されている刊行物のように参加人組合員も「八丁味噌」の生産者としてマスコミ等に露出しており、「八丁味噌」という名称が岡崎 2 社の生産する味噌のみを指すと需要者が認識しているとはいえない。さらに、同⑤のとおり、味噌の表示を管理する全国味噌業公正取引協議会が、愛知 6 社の八丁味噌を含む八丁味噌を当該地域で古くから認知された特徴を備え、その呼称がよく使われているものと認識していたことは、需要者が当該認識を有していたことの証左である。

(イ) また、理由第 2. 2 (2) イ (ア) から (ウ) に述べたとおり、「八丁味噌」は「名古屋めし」の代表的な調味料として愛知県内に定着し、愛知県の特産品として広く認知されているという社会的評価が形成されていることが認められ、これには愛知 6 社の大きな貢献がある。そして、本件先行申請に対する意見書の添付資料として参加人が提出した資料（広告代理店が実施した「八丁味噌」に関する調査」と題するアンケート結果）調査の結果を見ると、八丁味噌は名古屋の味噌とする回答と愛知県の味噌とする回答を併せて 47.7%を占めており、これによっても「八丁味噌」が岡崎市に限ったものではなく、愛知県の特産品として認知されていることを示す一つの根拠といえることができる。この点答申は「その調査エリアは東京都、対象者は 300 人とどまっております、結果を見ても、八丁味噌は名古屋の味噌とするものが 27%と最も多く、八丁味噌は東海地方の味噌であるとするものが 14.7%あり、八丁味噌は愛知県の味噌であるとするものは、20.7%にすぎないと指摘する。しかし、地理的表示法における特定農林水産物等の需要者は流通状況等を勘案するものであり、生産地ではなく日本を代表する消費地の一つである東京都の消費者を対象としたアンケート調査も、生産地と社会的評価の結び付きを認定する根拠として有効である。

他方、審査請求人は岡崎市内において 21,905 人、同市を除く愛知県内では 25,342 人、合計 53,081 人が本件処分の見直しを要望する署名をしている事実により、「八丁味噌」の名称が、岡崎 2 社が岡崎市において作る「八丁味噌」の表示として、少なくとも愛知県内、更にいえば岡崎市内において、消費者の間で広く認識されていることはあまりに明白であるといえる」と主張する。しかし、理由第 2. 2 (2) イ (エ) に述べたとおり、当該署名には地理的表示制度を正しく理解しないままに審査請求人が「八

「八丁味噌」の名称使用の制約を受けることへの反対を示すものが相当数含まれるものと解釈され、当該署名結果をもって「八丁味噌」の名称から、需要者が本件申請に係る豆味噌が愛知県を「生産地」とし、「確立した特性が生産地に主として帰せられるものであること」を認識できることが否定されるものではない。

(ウ) また、審査請求人は、地域産業資源に係る地域を岡崎市とする「八丁味噌」が地域産業資源に指定されていること及び「三河産大豆の八丁味噌」が産地を愛知県岡崎市八帖町(旧八丁村)として「本場の本物」に認定されていることを指摘し、産地も生産方法も異なる味噌を「八丁味噌」として登録した本件処分は、消費者等に多大な混乱をもたらすもので極めて不合理であり、この点からも、「八丁味噌」の名称によって本件申請に係る豆味噌の特性と生産地(愛知県)が結び付いていることを特定することができるとはいえない旨主張する。

しかしながら、地域産業資源の指定の根拠となる地域産業資源活用事業促進法は、地域産業資源を活用する中小企業者に対し経済的な支援措置等を講ずることを通して地域資源の活用を促進することを目的とする制度である。また、「本場の本物」は地域食品ブランドの表示基準を策定し食文化を守り育てるという目的のもと、民間が独自に設けた制度である。これらの制度に対し、地理的表示法は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき特定農林水産物等の名称を知的財産として保護する制度である。

岡崎市の八丁味噌に係る「地域産業資源」の指定や、「三河産大豆の八丁味噌」に係る「本場の本物」の認定は、それら指定や認定に係る「八丁味噌」以外に「八丁味噌」が生産されていることを否定するものではなく、「八丁味噌」自体の名称使用を規制するものでもない。他方、地理的表示保護制度においては、当該特定農林水産物の名称の不正使用については罰則の適用も含めた措置を伴って知的財産たる名称の保護を図るものであるから、登録によって利害関係者が不利益を被る可能性について審査する必要がある。「八丁味噌」の登録にあたっては、岡崎市が発祥であり、岡崎2社が古来の伝統製法を相対的に維持してきたことは認められるが、岡崎市から「八丁味噌」が歴史的にどのように生産拡大され、名称使用されてきたか等も考慮する必要がある。このように、両者は目的及び効果が異なる制度であるから、「地域産業資源」の指定や、「本場の本物」の認定等と、地理的表示登録の要件とは異なる。したがって、岡崎市の八丁味噌に係る「地域産業資源」の指定や、「三河産大豆の八丁味噌」に係る「本場

の本物」の認定と本件処分とは何ら矛盾するものではない。

また、実際にも、岡崎市以外でも「八丁味噌」が生産されており、需要者がそのことを認識している以上、本件処分は、消費者等に多大な混乱をもたらすものとは評価できない。

ウ 以上のとおり、「八丁味噌」の名称は、「需要者が、申請農林水産物等の名称から、当該申請農林水産物等について法第2条第2項各号に掲げる事項を認識できない場合」には該当しない。

(3) 「八丁味噌」が、不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に掲げる行為を組成する名称である場合（名称審査基準第2. 1 (2) イ、ウ）に該当するか否かについて

ア 「八丁味噌」という名称が自他識別機能又は出所表示機能を有し、かつそれが周知性あるいは著名性を備えるのであれば、不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に該当しうるが、「八丁味噌」の名称は岡崎2社以外にも用いられており、過去の裁判例（東京高等裁判所平成2年4月12日判決（平成元年（行ケ）112））においても、「八丁味噌」なる文字部分に取引上識別機能があると認めることはできない」と述べられているのであるから、同規定には該当しないと言える。

イ また、審査請求人は、理由第2. 3 (2) エに述べたように、岡崎2社で生産されるものと同種の「八丁味噌」が地域産業資源に指定されていることや「三河産大豆の八丁味噌」が「本場の本物」に認定されていることから、本件処分は消費者等に多大な混乱をもたらすものであり、この点からも、本件登録申請にかかる「八丁味噌」の名称は、不正競争防止法第2条第1項第1号又は同第2号に掲げる行為を組成する名称といえる旨主張する。

しかし、前述のとおり、本件処分によって消費者等に多大な混乱をもたらすものとは評価できず、本件登録申請にかかる「八丁味噌」の名称が不正競争防止法第2条第1項第1号又は同第2号に掲げる行為を組成する名称とはいえない。

ウ 以上のとおり、「八丁味噌」の名称は、不正競争防止法2条1項1号又は2号に掲げる行為を組成する名称である場合に該当しない。

(4) 「八丁味噌」の名称が普通名称（名称審査基準第2. 1 (1)）に該当するかについても、念のため検討する。

名称審査基準において、普通名称とは「その名称が我が国において、特定の場所、地域又は国を生産地とする農林水産物等を指称する名称ではなく、一定の性質を有する農林水

産物等一般を指す名称（例：さつまいも、高野豆腐、カマンベールチーズ、伊勢えび等）をいう。なお、農林水産物等の生産地の範囲に争いがある名称であっても、当該生産地に地理的限定があることが明らかな場合は、普通名称に含まれないものとする。」とされている。

これまでに述べたとおり、全国味噌業公正取引協議会が、本件処分以前から、愛知県外の事業者が自社の豆味噌の表示として「八丁味噌」を使用した場合には当該名称を使用しないように指導していた事実に鑑みれば、「八丁味噌」の名称が付された豆味噌の生産地は愛知県に限定されていることが明らかである。したがって、「八丁味噌」の名称は、普通名称に該当しない。

(5) 上記のとおり、地理的表示法及び名称審査基準に照らし検討したが、本件登録八丁味噌には4号イ事由は存しないとした処分庁の判断に違法・不当な点はない。

4 その他地理的表示法第13条第1項各号に規定する登録拒否事由等があるか否かについて  
本件処分には、登録生産者団体についての登録拒否事由その他の登録拒否事由は認められず、また、特段不当な点も認められない。審査請求人は、本件処分は消費者等に多大な混乱をもたらすものであり少なくとも不当であるとも主張するが、本件処分が消費者等に多大な混乱をもたらすものとはいえないことは理由第2.3(2)イ(ウ)に述べたとおりである。

#### 5 小括

以上のとおり、本件処分は、地理的表示法及びその下位法令並びに本件審査要領に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

### 第3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年3月19日

審査庁 農林水産大臣 野上 浩太郎

(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。